

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

**KLab株式会社**

代表取締役社長 真田 哲弥

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年3月23日（金曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

- 書面による議決権行使に際しましては、後記3頁から4頁まで記載の「書面による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

- インターネットによる議決権行使に際しましては、後記5頁から6頁まで記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2018年3月25日（日曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号  
住友不動産六本木通ビル  
ベルサール六本木地下1階  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1)第18期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - (2)第18期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. ご案内

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
1. 当日は開会間際の混雑緩和のため、早めにご来場くださいますよう、お願い申し上げます。受付開始時刻は、正午を予定しております。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
  3. 連結注記表及び個別注記表につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.klab.com/jp/>) に掲載させていただきます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合につきましても、当社ウェブサイト (<http://www.klab.com/jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使書用紙のご記入について

- (1) 各議案に賛成の場合は、賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印をご記入ください。
- (2) 各議案に対して賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (3) 第1号議案及び第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、賛否表示欄横の空欄に当該候補者の番号をご記入ください。
- (4) 賛否表示欄の**賛成及び反対双方に○をつけた場合は、無効票となります**ので、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。
- (5) 議決権の行使期限は、2018年3月23日（金曜日）午後6時30分到着分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

以下に議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

各議案に  
ご賛同いただける場合

第1号	第2号	
賛	賛	
否	否	

各議案に  
反対される場合

第1号	第2号 ※	
賛	賛	
否	否	

修正する場合

第1号	第2号 ※	
賛	賛	
否	否	

以 上

## >インターネットによる議決権行使のお手続きについて<

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年3月23日（金曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(自 2017年1月1日)  
(至 2017年12月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

業績の分析

##### ①売上高、費用及びその他の分析

当連結会計年度における売上高は26,777,603千円となりました。当社主要ゲームタイトルの売上分析は以下のとおりです。

- ・「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」は、4周年やユーザー数全世界4000万達成などのキャンペーンにより、堅調な売上を計上しました。
- ・「BLEACH Brave Souls」は、2周年記念キャンペーンや、『千年血戦篇』のキャラクターの配信等で、日本版及びグローバル版ともに好調な売上を計上しました。グローバル版は昨年度に引き続き日本版を上回る売上を計上しました。
- ・株式会社バンダイナムコエンターテインメントからリリース中の「テイルズ オブ アスタリア」は、新章の追加や他人気ゲームタイトルとのコラボレーション施策、3周年記念キャンペーン等により、堅調な売上を計上しました。
- ・6月13日にリリースしました「キャプテン翼 〜たたかえドリームチーム〜」日本版は、累計235万人以上の事前登録者数を集め大きな話題となり、リリース直後より好調な売上を計上しました。特にサッカー日本代表ユニフォームを着用した選手たちの配信により売上が大きく伸びました。12月5日にはグローバル版をリリースし、「キャプテン翼」の認知度が高い国や地域で好調な売上を計上しました。
- ・8月28日にリリースしました「うたの☆プリンスさまっ♪ Shining Live」は、アイドルひとりひとりにフォーカスしたイベントや商材の配信により、好調な売上を計上しました。

費用面の分析は以下のとおりです。

- ・売上原価は17,212,200千円となりました。これは主にゲーム事業の売上高の増加に伴い使用料及び支払手数料が増加したことによるものです。
- ・販売費及び一般管理費は4,674,274千円となりました。これは主に広告宣伝費が増加したことによるものです。

営業外収益は301,420千円となりました。これは主に外貨建取引の決済時にお

ける為替相場の変動等を反映した為替差益200,398千円を計上したことによるものです。また営業外費用は338,904千円となりました。これは主に貸倒引当金繰入額257,834千円を計上したことによるものです。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高26,777,603千円（前期比36.6%増）、営業利益4,891,128千円（前期比283.7%増）、経常利益4,853,644千円（前期比484.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,127,450千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失814,124千円）となり、過去最高の売上高及び各段階利益を記録いたしました。

② セグメント別の業績は、次のとおりです。

なお、以下のセグメント別売上高、セグメント利益は、セグメント間の内部取引相殺前の数値であります。

ゲーム事業

売上高	26,602,289千円
セグメント利益	9,503,857千円

その他

売上高	175,980千円
セグメント利益	62,212千円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は2,227,085千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等2,052,149千円であります。

- ① 当連結会計年度に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。



(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

- ① 当社の連結子会社であるKLab Global Pte. Ltd. は、2017年4月1日に、KLab Cyscorpions, Inc. の全ての株式を売却したため、KLab Cyscorpions, Inc. を連結の範囲から除外しております。
- ② 当社は、2017年7月1日に、株式会社アバシーの全ての株式を取得したことにより、株式会社アバシー及び同社の子会社である株式会社スパイスマートを連結の範囲に含めております。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第15期 2014年12月期	第16期 2015年12月期	第17期 2016年12月期	第18期 (当連結会計年度) 2017年12月期
売 上 高(千円)	21,374,646	20,913,099	19,599,729	26,777,603
経 常 利 益(千円)	2,564,028	1,919,495	830,452	4,853,644
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,793,239	700,457	△814,124	3,127,450
1株当たり当期純利益(円)	52.15	19.26	△22.26	84.89
総 資 産(千円)	12,731,335	12,633,172	12,133,520	18,609,993
純 資 産(千円)	9,075,873	9,867,256	9,130,804	12,568,531
1株当たり純資産額(円)	249.71	269.26	248.50	337.21

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第15期 2014年12月期	第16期 2015年12月期	第17期 2016年12月期	第18期 (当事業年度) 2017年12月期
売 上 高(千円)	20,215,905	19,875,997	19,340,161	26,627,855
経 常 利 益(千円)	2,858,045	2,180,059	1,367,448	4,850,981
当 期 純 利 益(千円)	1,593,982	820,027	△827,200	2,915,026
1株当たり当期純利益(円)	46.35	22.54	△22.62	79.12
総 資 産(千円)	12,374,781	12,260,225	11,696,643	18,186,480
純 資 産(千円)	8,790,112	9,614,052	8,864,957	12,188,938
1株当たり純資産額(円)	242.95	263.32	241.28	327.05

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

## (9) 対処すべき課題

当社グループが、現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

### ① ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、モバイルオンラインゲームのヒット率を上げ収益を拡大させることが重要であると認識しています。

早い段階からのゲームレビューを繰り返し、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集中させることにより、ヒット率の向上を目指します。

また、人気IPを獲得し、人気IPを用いたゲーム開発を主軸としていきます。自社IPについても、アニメーション、漫画、ライトノベル、音楽などに関連する業界各社と連携し、育成していきます。

### ② 開発費の高騰

業界全体の傾向として、ゲームのリッチ化や高度化による開発期間の長期化並びに開発費の高騰が大きな課題となっています。その反面、モバイルオンラインゲームの小規模事業者が、ゲーム開発からパブリッシングまでを単体で行うことが困難になってきている現状は、当社グループのビジネス拡大のチャンスと認識しています。

当社はパートナー企業様と共同でゲームを開発するなど、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。

### ③ 海外展開

日本のゲーム市場の成長率は鈍化しており、当社グループが収益をより一層拡大させていくためには海外売上高を伸ばすことが課題の一つであると認識しています。

海外では日本のアニメーションや漫画が人気であるため、それらをゲーム化し運用することを得意としている当社は海外へ積極的に進出していくべきと考えております。欧米に加え成長著しい中華圏へ積極的に事業展開していきます。

### ④ 費用の変動費化

当社が過去にリリースしたゲームタイトルは、その開発のほとんどを社内リソースで賅っていました。開発費の大半は人件費ですので、開発を内製する場合はそのゲームの売上動向に関わらず、人件費が固定的に発生し続けます。ゲーム売上のボラティリティが高くなってきているのに対し、固定費が高止まりすることは問題であると認識しています。

そこで、外部開発／パブリッシングの推進、内部開発における外部発注や業務委託の多用などにより、外製比率を高めコストを変動費化することにより、

売上のボラティリティへの対応力を高めていきます。

⑤ マーケティング力のより一層の強化

ユーザーの獲得やユーザーの復帰、収益の拡大のためには、各ゲームタイトルの広告宣伝が不可欠ですが、一方で広告宣伝費が収益を圧迫する大きな要因となっています。

闇雲に広告宣伝をするのではなく、精密にKPI分析と広告の効果測定を行い、より一層効率的なマーケティングを展開していきます。

⑥ 新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われているため、継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術を研究開発していく必要があると認識しています。

ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に、研究開発の部署と共通基盤開発の部署を設けて、開発を進めています。

⑦ サービスの健全性向上と消費者の安全性確保

業界全体が一体となり利用者が安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上ひいては業界全体の発展に寄与するものと認識しています。

関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう努めていきます。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	議決権等の 所有割合 (%)	事業の内容
可来软件开发（上海）有限公司	中国	1,400千SGD	100%	モバイルオンラインゲームの企画及び開発
株式会社スパイスマート	東京都	35,000千円	100%	リサーチ業務及びコンサルティング業務

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容（2017年12月31日現在）

区 分	主要な業務の内容
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画・開発
その他	大規模・高負荷対応インフラサービスの提供、ゲームに関するリサーチ業務及びコンサルティング業務

## (12) 主要な営業所（2017年12月31日現在）

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
大阪事業所	大阪府大阪市北区
福岡事業所	福岡県福岡市博多区
仙台事業所	宮城県仙台市青葉区
岡山事業所	岡山県岡山市北区

### ② 子会社等

名 称	所 在 地
可来软件开发（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
株式会社スパイスマート	東京都千代田区

### (13) 使用人の状況 (2017年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数
510名	△122名

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト110名は含まれておりません。  
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。  
3. 前期に比べて就業人員数が122名減少しておりますが、主な理由は2017年4月1日付でKLab Cyscorpions, Inc. の全ての株式を売却したことにより連結の範囲から除外したためであります。

#### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
460名	19名	33歳	4年5ヶ月

- (注) 1. 使用人数には契約社員及びアルバイト106名は含まれておりません。  
2. 前期末比増減数は、前期末の就業人員数と比較したものであります。

### (14) 主要な借入先 (2017年12月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2017年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 93,618,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,287,600株
- (3) 株主数 21,753名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
真田 哲弥	4,230,200株	11.36%
株式会社SBI証券	1,322,000株	3.55%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	913,835株	2.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	742,700株	1.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	722,500株	1.94%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	630,800株	1.69%
日本証券金融株式会社	627,300株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	616,300株	1.65%
MSIP CLIENT SECURITIES	532,557株	1.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	532,500株	1.43%

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,070,000株）を控除して計算しております。
3. 持株比率の小数点第3位以下は切り捨てております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が342,100株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2017年12月31日現在)

- ・新株予約権等の総数 2,105個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 528,300株
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次	払込金額 行使価額 (注) 1.	行使期間	行使の条件	株数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第5回	無償 267円 (注) 3.	2011年11月27日 ～2019年11月26日	(注) 2.	340,500株 (注) 3.	2名
	第12回	537円 671円	2014年4月26日 ～2026年4月25日	(注) 4.	15,000株	1名
	第14回	400円 531円	2017年4月1日 ～2020年3月31日	(注) 5.	164,500株	4名
取締役 (監査等委員)	第12回	537円 671円	2014年4月26日 ～2026年4月25日	(注) 4.	1,500株	1名
	第14回	400円 531円	2017年4月1日 ～2020年3月31日	(注) 5.	6,800株	2名

(注) 1. 上記の払込金額は1個当たりの金額であり、行使価額は1株当たりの金額であります。なお、第5回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は1,500株であり、第12回新株予約権及び第14回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
  - ② 新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。
  - ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。
  - ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
  - ⑤ その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
  - ⑥ 前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。
3. 上記の行使価額及び株数は、2011年4月21日付の株式分割（普通株式1株を300株に分割）及び2012年2月1日付の株式分割（普通株式1株を5株に分割）を考慮したものであります。



4. ① 新株予約権者は、2014年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のイに掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のロに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
- イ. 2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合
- ロ. 新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使ことができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。
- ② 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。
- イ. 新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- ロ. 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- ハ. 新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- ニ. 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ. 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ヘ. 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ト. 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- チ. 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. ① 新株予約権者は、2016年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合には、この限りではない。
  - イ. 本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ロ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ハ. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ニ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ホ. 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ヘ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ト. 本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - チ. 本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2017年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
真田 哲 弥	代表取締役社長（CEO）	
五十嵐 洋 介	取締役副社長（COO）	可来软件开发（上海）有限公司 董事長 ㈱スパイススマート 取締役
森田 英 克	専務取締役（CGO）	可来软件开发（上海）有限公司 董事 ㈱スパイススマート 取締役
高田 和 幸	常務取締役（CFO）	㈱スパイススマート 取締役
井上 昌 治	取締役（監査等委員）	弁護士 ㈱ロングリーチグループ 社外取締役 ㈱ザッパラス 社外取締役 アララ㈱ 社外取締役 ㈱SKIYAKI 社外取締役 ファーストキッチン㈱ 社外取締役 ウェンディーズ・ジャパン㈱ 社外取締役 NOC日本アウトソーシング&コンサルティング ㈱ 社外取締役
吉田 正 樹	取締役（監査等委員）	㈱ワタナベエンターテインメント 代表取締役 会長
松本 浩 介	取締役（監査等委員）	ピクスタ㈱ 社外取締役 ㈱スタジオアタオ 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏、吉田正樹氏及び松本浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、常勤の内部監査担当者を配置しており、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、取締役（監査等委員を除く）へのヒアリングを適宜行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 野口太郎氏は、2017年3月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、法令の規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

### (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	5名	160,992千円	(注) 1.
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	15,600千円 (15,600千円)	(注) 2.
合 計	8名	176,592千円	—

- (注) 1. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役(監査等委員を除く)の報酬年額(総額)は500,000千円以内であります。
2. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役(監査等委員)の報酬年額(総額)は50,000千円以内であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりとなります。

取締役(監査等委員) 井上昌治氏は、(株)ロングリーチグループ社外取締役、(株)ザッパラス社外取締役、アララ(株)社外取締役、(株)SKIYAKI社外取締役、ファーストキッチン(株)社外取締役、ウェンディーズ・ジャパン(株)社外取締役及びNOC日本アウトソーシング&コンサルティング(株)社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員) 吉田正樹氏は、(株)ワタナベエンターテインメント代表取締役会長を兼務しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

取締役(監査等委員) 松本浩介氏は、ピクスタ(株)社外取締役及び(株)スタジオアタオ社外取締役を兼務しております。なお、各社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	井 上 昌 治	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	吉 田 正 樹	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会14回すべてに出席し、他社の代表取締役等を歴任してきた豊富な事業経験と経営に関する高い見識をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 本 浩 介	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会14回すべてに出席し、IT企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬 30,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項以外の業務の報酬 一千元
- ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,500千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の合計金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### (6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の内容

- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容  
業務改善命令（業務管理体制の改善）  
3ヵ月間の業務の一部の停止命令  
（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（2016年1月1日から2016年3月31日まで）
- ③ 処分理由  
社員の過失による虚偽証明  
監査法人の運営が著しく不当

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、当社は、2005年5月17日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、2006年9月17日、2007年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定いたしました。内部統制システムの基本方針は次のとおりです。

#### ① 当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
  - ロ. 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
  - ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

#### ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体（以下、「重要会議体等」という。）の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む）によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。



- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
  - ロ. 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。
  - ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ニ. 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。
- ④ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。
  - ロ. 取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
  - ハ. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑦ イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に

対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうち、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

2) 内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

2) 当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ. 前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きそ

の他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

へ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 2) 監査等委員は、重要会議等に参加し意見を述べることができるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- 3) 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

## (2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、内部通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ② 取締役の職務執行について

当社の取締役会は取締役（監査等委員であるものを除く。）4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

### ③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

### ④ 監査等委員会について

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し監査等委員会を定期的開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第35条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関は、取締役会としております。

当事業年度は、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも期初の業績見通しを大きく超過し過去最高を記録したため、1株当たり9円の特別配当の実施を決定しております。

今後の利益還元につきましては、当社経営環境等を勘案したうえで実施を検討して参ります。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,771,114	流動負債	6,036,120
現金及び預金	6,694,598	買掛金	2,204,303
受取手形及び売掛金	3,794,363	未払金	840,460
繰延税金資産	351,841	未払法人税等	1,789,031
その他	1,208,464	前受金	989,441
貸倒引当金	△278,153	賞与引当金	98,973
固定資産	6,838,878	その他	113,909
有形固定資産	312,964	固定負債	5,341
建物	111,964	その他	5,341
工具、器具及び備品	192,618	負債合計	6,041,461
その他	8,380	(純資産の部)	
無形固定資産	3,491,055	株主資本	12,477,799
ソフトウェア	1,205,872	資本金	4,656,225
ソフトウェア仮勘定	1,437,485	資本剰余金	4,351,980
のれん	847,025	利益剰余金	4,211,330
その他	672	自己株式	△741,736
投資その他の資産	3,034,859	その他の包括利益累計額	72,355
投資有価証券	1,686,810	その他有価証券評価差額金	139,776
繰延税金資産	115,293	為替換算調整勘定	△67,420
その他	1,238,708	新株予約権	18,376
貸倒引当金	△5,953	純資産合計	12,568,531
資産合計	18,609,993	負債・純資産合計	18,609,993

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		26,777,603
売 上 原 価		17,212,200
売 上 総 利 益		9,565,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,674,274
営 業 利 益		4,891,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,364	
有 価 証 券 利 息	23,365	
受 取 配 当 金	18,697	
為 替 差 益	200,398	
そ の 他	50,595	301,420
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	684	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	71,484	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	257,834	
そ の 他	8,901	338,904
経 常 利 益		4,853,644
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	39,359	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	11,871	
そ の 他	94	51,324
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,685	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	90,100	
そ の 他	155	107,940
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,797,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,871,371	
法 人 税 等 調 整 額	△203,048	1,668,323
当 期 純 利 益		3,128,705
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,255
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,127,450

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,572,322	4,268,078	1,083,879	△836,477	9,087,803
当期変動額					
新株の発行	83,902	83,902	-	-	167,804
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,127,450	-	3,127,450
自己株式の処分	-	-	-	94,740	94,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	83,902	83,902	3,127,450	94,740	3,389,995
当期末残高	4,656,225	4,351,980	4,211,330	△741,736	12,477,799

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,439	24,212	22,772	20,227	9,130,804
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	167,804
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	3,127,450
自己株式の処分	-	-	-	-	94,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141,215	△91,632	49,582	△1,851	47,731
当期変動額合計	141,215	△91,632	49,582	△1,851	3,437,726
当期末残高	139,776	△67,420	72,355	18,376	12,568,531

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

K L a b株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由良和久印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤正幸印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K L a b株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,240,826</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,992,201</b>
現金及び預金	6,023,687	買掛金	2,246,695
売掛金	3,751,110	未払金	796,274
前払費用	447,318	未払費用	32,550
繰延税金資産	351,841	未払法人税等	1,772,693
その他	925,094	前受金	979,529
貸倒引当金	△258,226	預り金	60,747
<b>固定資産</b>	<b>6,945,654</b>	賞与引当金	98,973
<b>有形固定資産</b>	<b>298,663</b>	その他の他	4,737
建物	111,964	<b>固定負債</b>	<b>5,341</b>
工具、器具及び備品	178,317	その他の他	5,341
リース資産	8,380	<b>負債合計</b>	<b>5,997,542</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,630,349</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	1,192,791	<b>株主資本</b>	<b>12,040,139</b>
ソフトウェア仮勘定	1,436,885	資本金	4,656,225
その他	672	資本剰余金	4,351,980
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,016,641</b>	資本準備金	4,351,980
投資有価証券	1,686,810	利益剰余金	3,773,670
関係会社株式	1,152,298	その他利益剰余金	3,773,670
その他の関係会社有価証券	496,792	繰越利益剰余金	3,773,670
出資金	8,228	自己株式	△741,736
関係会社出資金	3,500	<b>評価・換算差額等</b>	<b>131,797</b>
長期貸付金	2,570,913	その他有価証券評価差額金	131,797
繰延税金資産	115,293	<b>新株予約権</b>	<b>17,001</b>
その他	509,672	<b>純資産合計</b>	<b>12,188,938</b>
貸倒引当金	△2,526,866	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,186,480</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,186,480</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,627,855
売 上 原 価		17,149,933
売 上 総 利 益		9,477,922
販売費及び一般管理費		4,530,690
営 業 利 益		4,947,231
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22,022	
有 価 証 券 利 息	23,365	
受 取 配 当 金	18,697	
為 替 差 益	166,544	
そ の 他	29,989	260,619
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	682	
投資事業組合運用損	89,542	
貸倒引当金繰入額	257,834	
そ の 他	8,809	356,869
経 常 利 益		4,850,981
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37,559	
そ の 他	94	37,653
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	217,056	
関係会社株式評価損	90,100	
そ の 他	17,685	324,842
税 引 前 当 期 純 利 益		4,563,792
法人税、住民税及び事業税	1,852,623	
法人税等調整額	△203,856	1,648,766
当 期 純 利 益		2,915,026

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,572,322	4,268,078	4,268,078	858,644	858,644
当期変動額					
新株の発行	83,902	83,902	83,902	—	—
当期純利益	—	—	—	2,915,026	2,915,026
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	83,902	83,902	83,902	2,915,026	2,915,026
当期末残高	4,656,225	4,351,980	4,351,980	3,773,670	3,773,670

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△836,477	8,862,568	△16,463	△16,463	18,852	8,864,957
当期変動額						
新株の発行	—	167,804	—	—	—	167,804
当期純利益	—	2,915,026	—	—	—	2,915,026
自己株式の処分	94,740	94,740	—	—	—	94,740
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	148,260	148,260	△1,851	146,409
当期変動額合計	94,740	3,177,571	148,260	148,260	△1,851	3,323,980
当期末残高	△741,736	12,040,139	131,797	131,797	17,001	12,188,938

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

K L a b株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤正幸印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K L a b株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月16日

K L a b株式会社 監査等委員会

取締役	(監査等委員)	井上昌治印
取締役	(監査等委員)	吉田正樹印
取締役	(監査等委員)	松本浩介印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、指名報酬委員会の諮問を受けたうえで決定し、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	真田 哲 弥 (1964年9月10日生)  再 任	1998年9月 ㈱サイバード設立 取締役副社長 2001年3月 当社代表取締役社長CEO（現任） 2004年12月 電子金券開発㈱取締役 2005年9月 KLabセキュリティ㈱取締役会長 2009年12月 KLabGames㈱代表取締役社長 [重要な兼職の状況] ㈱Six Cents取締役	4,230,200株
2	五十嵐 洋 介 (1973年10月13日生)  再 任	2000年2月 ヴィジョンアーツ㈱入社 2003年8月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2009年9月 当社執行役員COO 2012年9月 当社取締役副社長COO（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事長 ㈱スパイススマート取締役	117,900株
3	森田 英 克 (1974年8月14日生)  再 任	2002年3月 ㈱インデックス入社 2002年10月 当社入社 2009年9月 当社執行役員 2010年4月 当社KLabGames部長 2010年11月 当社取締役 2011年9月 当社KLabGames 1 部長 2012年9月 当社専務取締役CGO 2018年2月 当社専務取締役CCO（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事 ㈱スパイススマート取締役	69,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	高田 和 幸 (1978年8月20日生)  再 任	2002年4月 ㈱日本経営入社 2008年6月 ベリングポイント㈱(現PwCコンサルティング合同会社)入社 2010年9月 当社入社 2012年4月 当社経営管理部長(現任) 2012年9月 当社執行役員 2015年3月 当社取締役経営管理部長兼IR室長 2015年3月 当社常務取締役CFO(現任) [重要な兼職の状況] ㈱スパイススマート取締役	39,200株

(注) 1. 当社は、真田哲弥氏が取締役を務める㈱Six Centsとの間で、2018年3月1日を効力発生日とする非ゲーム事業等に関する事業譲渡契約を締結し、同日付で当該事業を譲渡しました。その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由は以下のとおりです。

(1) 真田哲弥氏は、当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、強力なリーダーシップを発揮しております。また、学生時代より数々のベンチャー企業を設立し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

このような経験、実績及びリーダーシップ等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 五十嵐洋介氏は、IT企業の経営者として豊富な実績を有しており、研究開発部門、人事、海外子会社の統括を歴任するなど国内外の企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 森田英克氏は、IT、Webサービスを中心とした豊富な経験から、当社入社以来、モバイルコンテンツの立ち上げ及び運営をした後、モバイルオンラインゲーム事業を立ち上げ、当社の主力事業に成長させた実績を兼ね備えております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(4) 高田和幸氏は、コンサルティングファーム在職時の専門知識の会得や豊富な実務経験に加え、当社入社以来、株式公開準備、M&A、財務戦略等に従事しており、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。



## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井上昌治 (1961年7月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1984年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 2000年4月 弁護士登録 2004年6月 ㈱ロングリーチグループ社外取締役（現任） 2008年4月 当社社外監査役 2009年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所 2013年11月 ビアメカニクス㈱社外取締役（現任） 2014年1月 ㈱ソルプラス社外取締役（現任） 2015年1月 プリモ・ジャパン㈱社外取締役（現任） 2016年3月 当社社外取締役（現任） 2016年4月 ㈱SKIYAKI社外取締役（現任） 2016年6月 ファーストキッチン㈱社外取締役（現任） 2016年6月 ウェンディーズ・ジャパン㈱社外取締役（現任） 2016年10月 NOC日本アウトソーシング㈱（現NOC日本アウトソーシング&コンサルティング㈱）社外取締役（現任） 2017年7月 ㈱ザッパラス社外取締役（現任） 2017年11月 アララ㈱社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] ㈱ロングリーチグループ社外取締役 ㈱ザッパラス社外取締役 アララ㈱社外取締役 ㈱SKIYAKI社外取締役 ファーストキッチン㈱社外取締役 ウェンディーズ・ジャパン㈱社外取締役 NOC日本アウトソーシング&コンサルティング㈱社外取締役	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	松本浩介 (1967年6月2日生)  再任	1998年6月 時刻表サービス(株)取締役 1999年3月 同社代表取締役 2004年7月 (株)ザッパラス取締役 2011年6月 (株)enish取締役 2016年3月 ピクスタ(株)社外取締役(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任) 2017年5月 (株)スタジオアタオ社外取締役(現任)  [重要な兼職の状況] ピクスタ(株)社外取締役 (株)スタジオアタオ社外取締役	- 株
3	吉川友貞 (1966年11月2日生)  新任	1989年4月 東急不動産(株)入社 1996年7月 日本パラメトリック・テクノロジー(株)(現PTCジャパン(株))入社 1999年5月 バブソン大学経営大学院卒業(MBA) 2000年5月 (株)サイバード入社 2002年6月 同社取締役 2004年6月 同社取締役副社長 2005年4月 同社取締役兼執行役員副社長 2006年9月 (株)JIMOS取締役 2006年10月 (株)サイバードホールディングス(現(株)サイバード) 上席執行役員 2007年6月 大幸薬品(株)取締役 財務本部長 2009年6月 同社常務取締役 財務本部長 2013年6月 同社専務取締役(現任)  [重要な兼職の状況] 大幸薬品(株)専務取締役	- 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏は、社外取締役候補者であります。当社は、井上氏及び松本氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、新たに吉川氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 井上昌治氏は、本定時株主総会終結の時まで当社の社外取締役(監査等委員)を2年務め、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 松本浩介氏は、本定時株主総会終結の時まで当社の社外取締役(監査等委員)を2年務め、長年インターネット企業の管理部門の要職を歴任し、当該企業の上場尽力した幅広い見識と豊富な経験とを有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 吉川友貞氏は、長年インターネット企業及び製薬会社の管理部門の要職を歴任し、当該企業の上場に尽力した幅広い見識と豊富な経験とを有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は井上昌治氏及び松本浩介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠

債責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本定時株主総会において、両氏の就任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、吉川友貞氏の就任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
清水 博 (1952年6月11日生)	1977年4月 (有)アピア入社	- 株
	1979年9月 (株)代々木簿記学校入社	
	1990年12月 瀧澤税理士事務所入所	
	1999年6月 (株)サイバード監査役	
	2000年8月 当社社外監査役	

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水博氏は、補欠の社外取締役候補者として選任するものであります。清水氏は、2016年3月まで当社の社外監査役を15年7ヶ月務め、当社の業務内容に精通しており、当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、補欠の社外取締役候補者とするものであります。なお、清水氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、清水博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

## 第4号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案について同じとします。）の報酬額は、2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額5千万円以内。ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき現在に至っておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5億円といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役0名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年168,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定、その他処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は譲渡制限期間が満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(6) 上記(5)に定める場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都港区六本木七丁目18番18号  
住友不動産六本木通ビル  
ベルサール六本木地下1階  
連絡先 03-5771-1100 (代表)



〔交 通〕 ●東京メトロ日比谷線 六本木駅  
(2番出口) 会場まで徒歩約2分  
●都営大江戸線 六本木駅  
(4b出口) 会場まで徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりません。  
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。